

## 駐車場賃借契約書

貸主 長野県庁生活協同組合を甲とし、借主 \_\_\_\_\_ を乙として駐車場賃貸借に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は \_\_\_\_\_ 駐車場の1区画を駐車場として賃借することを約し、乙は、本規定に従い賃借することを約定した。

第2条 駐車場の契約期間は、令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日より 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日までの12か月間とする。甲、乙双方とも契約期間中に解約する場合は1ヶ月前までに相手に書面にて通知するものとする。  
契約期間満了1ヶ月前までに双方から特段の申し出のない場合は、自動的に1年間延長するものとする。以後も同様とする。

第3条 駐車場料金は月額 \_\_\_\_\_ 円也とし、八十二銀行口座より口座振替とする。八十二銀行に口座を持たない組合員は別途協議とする。

第4条 月の途中に於ける契約の時は、契約月の駐車場料金は10日ごとの計算とし、月の途中に於ける解約については1ヶ月分を支払うものとする。

第5条 契約車両は、甲の指定する区画に指定する方法で駐車するものとする。

第6条 物価動向、租税公課の増減あるいは近隣の賃借料を勘案し、甲は乙の駐車料金を改定することができる。

第7条 乙は本駐車場に係わる賃借権を第三者に譲渡、またはこれを転貸することはできない。

第8条 天災、地変、火災、盗難、その他の事故などにより乙の車両その他の物件に損害が生じても甲はその責任を一切負わないものとする。

第9条 乙またはその代理人、使用人、運転者、同乗者その他の故意または過失により甲の建造物、駐車中の車両その他に損害を与えた場合は乙の責任においてその賠償をしなければならない。

第10条 甲は乙が本契約に違背したときは、催告を要さず直ちに本契約を解除することができる。

第11条 契約期間の満了、第4条の中途解約、あるいは本契約が失効した場合、乙は甲に対し名目の如何を問わず金品その他一切の要求をしないものとする。

第12条 本契約に定めない事項については甲、乙互譲の精神をもって協議決定するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下 692-2  
氏名 長野県庁生活協同組合

TEL 026-233-4071

乙 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

TEL \_\_\_\_\_

※（日中連絡の取れる番号）

勤務先 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

駐車場区画No. \_\_\_\_\_

車種名 \_\_\_\_\_

排気量 \_\_\_\_\_

車両No. \_\_\_\_\_

※記入例  
車種名 トヨタ アルファード  
排気量 2400  
車両No. 長野 300 け  
4870